

一九五〇年六月十六日(第X日)

一 開議及散会時刻(自午後一時五十分至午後五時七分)

二 出席議員の次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	村春正	九	米須清	六	当山伸太郎
二	岸本利美	一〇	岸本正重	七	安次常盛信
三	佐藤真一	一一	花成清善	八	稻嶺盛三
四	中山勝豊	一二	中里幸助	九	志重敏行
五	岸里良朝	一三	松本利寛	一〇	柳原正賢
六	岸間健一郎	一四	山本朝徳		
七	知花正次	一五	天久盛昭		

三 欠席議員の次の通りである

三番 岸佐真一

四 市町村自治法第X条の現程に於て議事説明の出席理由の次の通りである

村長 岸村春勝 財政課長 当山全吾
 助役 岸本利美 経済課長 澤山新一
 収入役 岸村春松 建設課長 桑江良徳

五 本会議の書記の次の通りである

書記長 松川正義 書記 照屋教

六 議事日程の次の通りである

日程第一 議案第十八号 一九五〇年度自野津村入出決算
 認定にかへ

議 長	<p>議の顛末</p> <p>出席四名ありす。お人自治法第五三條の規程に於て議会の成立を致すの心 唯今則議会を開会致す。</p> <p>日程に入る前に今後運営方法に於てお討り致す。</p> <p>六月七日六月二二日五日間。午申中予算に対する質疑。午後各委員会活動と 六月二三日。四日。委員会の報告作成と五日。六日。七日。委員会外の報告と予算に対する議決とを目標と進めんと思ひます。</p> <p>異議ありと呼ぶ。</p> <p>御稟議の心。その目標と進めると致す。</p> <p>日程第一。昨日に於て議案第八号。九九年年度自野済村才入才出決算認定に於て議決を致す。</p> <p>十一番議員の出席を報告致す。</p>
一八番	<p>三日請年当り善神横賞の差成。清泉の自動火災とあるが。二日入院してのりじか。</p>
収入役	<p>消防の事故に入院したる治療費ありす。</p>
議 長	<p>十一番。二番議員の出席を報告致す。</p>
五 番	<p>四日爾要費の貸付。清掃人天賞。50ドルとあるが。どうなるか。</p>
副 役	<p>余糧倉北郷の清掃をせむの心。</p>
一八番	<p>四日の林道費に於て。片倉新レガ。二の修繕をせむの心。</p>
副 役	<p>二日。清西里。二階への電話と玄関の修繕費ありす。その他は。二日の収入役が来りて答辨せす。</p>
一〇番	<p>所修費がふい。二のレガ。</p>
副 役	<p>部内。研究費。二のレガ。費用は出でる。</p>

一五 審 即 役	所修費はどうか 称に 記すれどか 報償費はい 個人でか 支出はふい。
一六 審 経済課長	農業者役員 政府職員かあると思ふが 毎年度の 政府職員か 政府職員とつたものが 五八年心 あります。
一七 審 即 役	積立金から 出せおつたか どうか (積立金) ありて 更ふしどか 支出におい 更ふしふと 出来ふい (積立金から 更ふしど)
一八 審 即 役	本村長の 退職金に かん。 二期分 であるか どうか 一期分心 四年分心 あります
一九 審 即 役	退職給付金と 退職手当と どうか 退職手当の 常衡法から 受けるもの あります。
二〇 審	普通学校に 入る場合 村職員 退職金 に入つて いるか 又 文書費か 証表がある。
収入 役	職員かあると 政府職員に かん場合 退職金に 受ける べき年物に 足 らなかつた。 証表は ありません。
二一 審	文書費に かん。 どの位の 効果があるか どうか
二二 審 議 長	社会人に かん。 効果の 実け どうか 保証 ない。
二二 審 議 長	暫休 總数 せず (午後 七時 五分)
二二 審 議 長	再開 致 せず (午後 七時 四分)
二二 審 議 長	社会人の 任期に かん どうか
二二 審 議 長	暫休 總数 せず (午後 七時 五分)
二二 審 議 長	再開 致 せず (午後 七時 四分)
二二 審 即 役	扇場 道路 維持費に かん。 執行 出来 どうか 理由。 かき 道路が 二つ あり 業者が 石粉 かけ 修繕 して いて 石粉 代は どの 村が 出さ 又 働ける 業者の 存在 がある。

17 番	水道費の平数料と日
経済課長	水道検査手数料とあり
18 番	五款の社会及常備施設費は160ドルの追加 860ドルの不用額を占し このうち100ドルは説明額とあり
収入役	≡水口町英会への補助金に細目 新予算の場合中保に補助するとは かた人(残額にかたある)
19 番	≡月か災害救助費は赤直米須清松への災害見舞金にかたはせつが 村長 応急措置にかたある。家屋を全焼し見舞金といふ 村長 あり
20 番	災害救助費にかたは条例等を設ける必要はあつた。宇地泊 の事ありが。
総務課長	宇地泊の場合土木の件はあり。この場合は生活保護とあつた は置かと思ふべきです。
21 番	救助費を予算に細むが自治法ないと思ふが。
総務課長	別に自治法上の問題はないが、水口村社会上の問題と あつたか。
22 番	≡水口町将来自治法を裏付するに必要を、研究する必要がある と思ふが御見解を伺ふ。
総務課長	実際は部落といふ全部で家を建て居るが、村々にも消防 隊が行つて見ているし、見舞金といふ出はあり
議長	暫休懇談村(午後二時三十分)
"	再開致す(午後七時三十分)
23 番	≡体協に四九八ドル支出されているが、体協の人員会の運営状況に かた説明願ふ。

即 収 議 長	各校への負担金がある。その年度から校正単位に負担金を持つこと。 暫休懇致します(午後二時四十分)
"	再開致します(午後二時四十分)
大 審 村 長	農場の営視人村職員に入っておく。 村職員は付かない。市では雑手当をやっておくこと。
即 収 議 長	大一年度予算から報償金を出しておく。 暫休懇致します(午後二時四十分)
"	再開致します(午後二時四十分)
一 審 総務課長	大款三日間専費の二〇折借料損料の利戻金及償還用車借上料には これは清掃団体の場合の償還用車借上料。又都市地域では 部落自体は利戻金が出るとはならない。その車借上料は別です。
一 審	利戻金の場合に大欠債を支拂つていくこと。話し合ひながら。又これは 都市地域ではない。
総務課長	どうしようもない。利戻金と車を出している。
二 審 村 長	農場の職員(営視人農務検査官事務員)について 事務員は職員の中から毎朝早く農場に行く。事務をしていく の心算を出している。その当時給与勤務手当がふかたかた。 検査官については謝礼金を出している。政府としては時間外手 当がふかたかた。又日曜日土曜日等もあつた。村では 用はあつた。お預かり。謝礼金の心算を出している。
八 審	農場の使用にかゝる。農場の使用は組合以外には使用出来ないと。 又60年度の献金祭の場合に予算を消すと思つた。その後ある業者 から酒を飲んだ。それが予算を消す人だと来た。それが 昨年の献金祭をやつたこと。

村長	斎場に出入りするものは、社会向の贈礼が入るのを監視人がいる。
財政課長	斎場の使用にかいの私もある。業者からは10以上増えているが、
	いやな。私達としては余裕もあるのを止めたのは出来たので、
	許すてある。しかし、物から感情的に、この問題が起きた。
	献金祭の場合、業者は一杯飲んて気が済むと我々の日はお
	互に感情的に、おのづかしの酒を出して困るから、この献金
	祭はやさうな。
議長	九番議員の出席を報告致す。
	暫休懇致す(午後一時七分)
	再開致す(午後二時七分)
九番	出席対策費に、258ドルの不用。
経済課長	出席対策費の258ドルは、たまたま、台風の関係で出席出来なかった。
九番	農業の補助に、1000ドルの限度を設けて、
経済課長	バウチャーの1000ドルは、大澤君と品切に、1000ドルの1個の限
	定を設けるが、別の農業にかいの限度を設けて、
九番	商業奨励費のドブ交換所、普天同街灯設置の案があるが、商工会
	から設置計画の申請がある。
経済課長	はい、これは規定があります。
九番	出席対策費、1000品物があつたら、
経済課長	様子が見えたら、おかしな品物が出来た。又台風の
	案も出席が出来た。
九番	一日所要費、1000の食料費、1500ドルの流用して理由。
経済課長	政府関係の補助事業が多い。列年刊食料購買が多い。
九番	十日農業生産施設奨励費に、1000の係数、1000の係数、

	又時期的に産つたかがどうか
経済課長	≒日の出荷対策費から流用が出来るか分る中心追加変更はどの水
議 長	一〇番議員の出席を報告致します
一〇番	推肥倉設置補助に「ハイロウ」が、我が産家調査をいれ場合は 注意見えないかがあるが、その後調査をいれせがあるか
経済課長	≒ハイロウ調査はしれせけいはい
一〇番	推肥倉の場合規格はどうなっているか
経済課長	規格は最新の坪心 ≒以上が良い
一〇番	推肥倉に床を付わすことが出来るかどうか
経済課長	床を付わすことは出来る、≒これは検査を受けて後床を付わすと思う
議 長	暫休懇談致します(午後三時)
	再開致します(午後三時五分)
一〇番	推肥倉の補助を出す場合、その目的以外に使用した場合をせいかあるか
助 役	政府からの割当補助で、トコロ式であり、使用目的以外に産場 合にはせい出来ない(58年度)
一〇番	或る部落に推肥倉を補助を受けて、推肥を積みこんで、悪人 に貸しある所もある、≒これは58年度補助を受けているが、≒これ にハイロウ調査をいれせがあるか
経済課長	その後の調査はしない
議 長	暫休懇談致します(午後三時五分)
"	再開致します(午後三時十分)
二〇番	大頁の食糧費七款一項二項、一五日の中の食糧費はどのよう な場合の食糧費か
経済課長	八頁の中は食糧費の場合、一〇日から後の方は政府関係の食糧費

五五 審	部落共進会に於て村々規程はあつたが、審査の内容について指導等をしていゝかどうが。
経済課長	審査方法はよいが、部落から申請があつたが、それと鬼つてゐる。今それ申請と買収とを分けてあります。
一八 審 村 長	申請があつたが、その中で、普及員が行つたのはあつたが、大山の場合、吉本さんが出身地であるが、よく行つたが、大謝名の場合、経済課の職員がおりたので、それが村々ではあつた。
一七 審	生改員及村婦人会の視察の車借料とありましたが、これについては生改と婦人会が一語にふつて視察して居ると思つてゐる。 並にどう云う所を視察してゐる。
経済課長	視察にかゝる生改の進んだ所を聞いて。
一〇 審	生改普及員の旅費については、村からか又は政府から出しているか。
経済課長	これか、一月に政府職員にふつておられるが、全部政府から出ている。
一六 審	生改は一年に35回の講習をしていゝかどうか。
経済課長	はい、あつたが、それは各部落でもあつたが、
二 審	原材費は普及員の分が、又全員の分が。
経済課長	講習する場合は材料は全部村から出ている。
二 審	講習会の材料、視察費等を補助してゐるが、これは村に補助するべきかと思つてゐる。 野菜や肉類等の講習会もやるべきかと思つたが、今それの材料の都合を待つてゐるが、あつたかどうか。
経済課長	生産物をいかに生活に供するかの問題は、合理的に採つた方がよいと思つてゐる。

二 審	農研生改 ^員 を各村においあるが予算措置はこれないが、村は政府に予算の莫大接済してはいる。
経済課長	全地球的なもの、これはない。
一 審	軍用地料が1000にふた理由は、地料が上がったためにやうなものが
助 役	取扱い額が上がっていることはある。現在の北支度では1,000である。
一七 審	村長選挙費の報酬は200ドルでは。
総務課長	これは選挙の場合投票南票と四投票場にわけたりして、各投票場12、13名にふる事務分量については説明出来ずせんが、投票南票の場合に近90人位はそれなりである。
八 審	90人の内職員以外の人、これはない。
総務課長	立会人、組合の職員、先生等を随時にそれに合せている。
五 審	13部の倉庫費はこれにふた。
総務課長	投票の日明日だが、会場は土曜日から作る。又投票南票の倉庫賄料はない。
議 長	暫休懇談の事(午後三時四十分)
二 審	再南教の事(午後三時四十分)
二 審	三項負担金にふた。全出市町村会負担金 30 ドル、とて標準は、これは全出一律であるが、自治会館建設費はどうか。
助 役	負担金の人口割にふた。自治会館費は現在の汗籠、会館、青年会が建設だが、資材費は各町村が新方式にやうな、建設費の穴埋めは34年位はついている。
一 審	全出議員会は5人である。
助 役	所管会等やうなことを思うが。

二	番	中部市町村会広告料と、先づ流用20ドWはどうなるか。	
収入	収	20ドWの莫大運賃もある。広告料の内巻にハイの祝賀の広告料 である。これを括りやうとくに市町村会に申告せよという。	
議	長	昨午迄新四時不ありすが、お少し時間を延長し審議せよと思 います。御要議ありません。	
		異議ないと呼ぶ者あり。	
議	長	御要議がないと時間延長し審議おせよに致します。	
		・ 暫休懇致します(午後四時)	
		・ 再開致します(午後四時五分)	
一	番	全島議員会があらたに説明だが、我々にはその会があらたにあらた 又何時解消にかたがた分らぬが、全島市町村の負担額は莫大 か金額にふると思うが、その後運用にかいてはどうか。	
助	収	議員会は自然消滅にかたがた分らぬが、その後、議会議 長会に移すと思います。	
一	番	然るに開かれた。議長会に改めるとは出来ぬかと思ふ。又議 長会の性格にかいてはどうか。	
助	収	議長会の性格にかいては分らぬ。	
一	八	番	雑費、青年会、日本青協、端岡神社参拜等があるが、青年陸上 に本村から参加したとかがあつた。又団体か個人であつたか。 その支出は個人か申請におき支出したかどうか。
助	収	青年陸上、日本青協等は本村身出のか個人か参加した。中央でも二 小に對する平準化置のいなく、自己負担かどうにも出来ぬかの いふ。青年会がふんのか補助にかたがた申請があつた。 これは各連の補助金から出すのが立派であるといふ話をして、激所	

議 長	金は支出はあります。
議 長	暫休總致します(午後四時一七分)
議 長	再開致します(午後四時二〇分)
一 番	各種団体への負担金については、国家の事業に個人補助とや此 議員等にはあるが、その見解はどうか。
副 役	これは法令外にある。地方地自治の責任を自らに努力するに う意味の中心。負担金とは関係ない。
二 番	議会の認識がなければ、予算には組めないと思ふが。
副 役	義務以外の中は、議決を要する。実質的義務と云う面を取 扱いかさす。
議 長	歳入歳出にかいては、一応負担は終りにしたいと思ふ。総括 的方針を定めて負担します。
副 役	暫休總致します(午後四時二七分)
副 役	再開致します(午後四時三〇分)
一 五 番	不要類にかいて、当局は、その中が不要にふつてを説明願う。
副 役	土木費、産業経済費、五款の補助金等が執行はされが、天減と見 えると思ふ。四款七款の執行不能はなっています。
一 六 番	前町村自治法合集の追加がなされて困つておられますが。
総務課長	補充はありますが、改訂が急い。現在の条例は七月に入ってから やり直しを思っています。
副 役	地方自治関係は、業者のせいで、個条新法を発行せよと、又 政府と地方個条せよと、業者と話し合ひが、業者は、これは単行本 で作らなさい。これは、地方自治の中心に、どうもなさいと思つて います。

議長	暫休總致です(午後四時四十五分)
"	再開致です(午後四時五十分)
≡ 審 助 議	<p>税法を議決し、延滞利息を議決し、持込取りかゝりも可能かだが、議決し、持込出来ぬと思ふ。(税法才五條才一項)</p> <p>貸付金と林給の格別を以て、これを持込質疑を打切り、</p> <p>いへ思ふが、</p> <p>要議を以て呼ぶが、あり</p> <p>御稟議を以て、認り、質疑を打切り、討論に入りませう。</p>
ハ 審	<p>一九二九年年度の決算を見、場合、歳入面では、税賦課の案が検討を要す。これを以て、新年度予算に意見下り、これを以て、</p> <p>補助金が不要な場合は、予算訂正の場合、問題は、これを以て、</p> <p>案下り金が認められ、はじかうかと思ふ。</p> <p>土木費(2,000千円)は、不要なものであるが、これを以て、注ぐべきだが、執行の可否があるかと思ふ。</p> <p>この予算の案が、検討し、作られたのは、中間の区画を以て、</p> <p>の心、下一年度予算から充分なる検討をする。これを以て、全面的に賛成し、承認したい。</p>
≡ 審	<p>これを以て、否決と云ふことも出来ぬ、の心、賛成である。</p> <p>予算の案が、政府が、その指導、一年間の仕事と、おこたへ、</p> <p>及び、どの位の金が、かかるか、それと、その金と、どうして、調達するかと、</p> <p>いう計画がある。町村の一年間の収入と支出の見積り、があること、</p> <p>議員の権限があるが、これを以て、学費だと思ふ。</p> <p>決算に、これを以て、議決が承認するところ、これを以て、承認にあると思ふ。</p> <p>過年度の過年度の繰越金、これを以て、おこたへ、</p>

	も検討いり長い。
	○予算の組み方があるが、あるところから組む。生改の場合補助金を出し、又補業費を出しているが、これは一本にしようべきである。
	○補助金の効果確認に付、例へば第一産業の補助の場合、生産いも、むらから改造するにどうせかあるから下
	○臨時綱道査立会人の件に付いも、今後受けるに付い長い。
	認定を受ける場合同時に資料を提出いり長い。
	一九五九年度決算に付いも、承認致し。
議長	他に変わった意見があるか。(おし)
"	外に変わった意見がなければ、承認あり、一九五九年度首野澤村入才出決算に付いも、承認に移ります。
"	本業に付いも、御意見あるか。
"	異議なしと仰る。(全員)
"	御意見があるか、全合一致で、議案第八号一九五九年度首野澤村入才出決算に付いも、承認可決を致し。
"	臨時出綱道査立会人の件に付いも、御意見あるか、承認ありと仰る。
"	以上持て、今日の日程を終了するに致し、明日午前、十日開会するに致し。
	散会(午後五時七分)